

香港の栄養表示制度

2009年8月 日本貿易振興機構（香港）
(免責事項)

本資料は、日本から香港への食品輸入・販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。香港政府の作成した資料を基に和訳していますが、執筆後に規則が改定・変更され本資料の内容と異なることもあります。この翻訳資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。ジェトロ香港は、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。

実際の輸入・販売を行う際においては、香港政府の該当機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。

※本資料の無断での引用・転載は禁じています。



食物環境衛生署
Food and Environmental
Hygiene Department



食物安全中心
Centre for Food Safety

食品栄養表示 テクニカルガイダンス

食品栄養表示法セミナー

食品安全中心



目次

- 定義
- 栄養表示
- 強調表示
- 間接的栄養分析
- 付録

定義

定義

- 用語は『改訂規則』の中で定義されている
- 例：「栄養素」
 - (a) 以下の区分のいずれかに属するか、その成分であるもの —
タンパク質、炭水化物、脂質、食物纖維、
ビタミン、無機物、および
 - (b) 以下の条件のいずれかを満たすもの —
 - (i) エネルギーを供給する物質
 - (ii) 身体の成長、発達、正常な機能に必要な物質
 - (iii) 不足すると、固有の生化学的或いは生理的な変化を引き起こす物質

栄養表示

内容

- 対象範囲
- 実施日程表
- 栄養表示に記載する情報
 - 必須の栄養表示
 - 栄養素含有量の表記方法
 - データ表示の決まり
 - 栄養素表示の形式
 - 規制許容限度

栄養表示に記載する情報

■ 表1：一部の栄養素の一般名称および略称 (第6ページ)

情報	一部名称及び略称
熱量	「カロリー」 / 「キロジュール」 (情報欄に「熱量」ではなく「カロリー」あるいは「キロジュール」を使う場合は、情報欄と対応する単位で表示しなければならない。)
有効炭水化物	「炭水化物」
総炭水化物	「炭水化物総量」
総脂質	「脂質」 / 「脂質総量」 / 「総脂質量」
飽和脂肪酸	「飽和脂肪」
トランス脂肪酸	「トランス脂肪」
多価不飽和脂肪酸	「多価不飽和脂肪」
一価不飽和脂肪酸	「一価不飽和脂肪」
食物纖維	「食物纖維総量」 / 「総食物纖維」 / 「纖維」
ビタミンC	「アスコルビン酸」 / 「ビタミンC (維生素C)」
ビタミンB1	「チアミン」 / 「ビタミンB1 (維生素B1)」
ビタミンB2	「リボフラビン」 / 「ビタミンB2 (維生素B2)」
ビタミンB3	「ナイアシン」 / 「ニコチン酸」 / 「ビタミンB3 (維生素B3)」
ビタミンB12	「コバラミン」 / 「ビタミンB12 (維生素B12)」
葉酸	「葉酸」 / 「フォラシン」

栄養素摂取目安量

(第8-9ページ)

〈改訂規則〉付表7で規定された栄養素摂取目安量

エネルギー/栄養素	摂取目安量	クロム(μg)	50
エネルギー (kcal)	2 000	モリブデン(μg)	40
(kJ)	8 400	フッ化物 (mg)	1
タンパク質 (g)	60	ビタミンA (μg RE)	800
総脂質(g)	60	ビタミンC (mg)	100
食物繊維 (g)	25	ビタミンD (μg)	5
飽和脂肪酸(g)	20	ビタミンE (mg α-TE)	14
コレステロール(mg)	300	ビタミンK (μg)	80
総炭水化物(g)	300	ビタミンB1 (mg)	1.4
カルシウム(mg)	800	ビタミンB2 (mg)	1.4
リン(mg)	700	ビタミンB6 (mg)	1.4
カリウム(mg)	2 000	ビタミンB12 (μg)	2.4
ナトリウム(mg)	2 000	ナイアシン(mg)	14
鉄(mg)	15	葉酸 (μg DFE)	400
亜鉛 (mg)	15	パントテン酸(mg)	5
銅(mg)	1.5	ビオチン (μg)	30
ヨウ素 (μg)	150	コリン (mg)	450
セレン (μg)	50		
マグネシウム(mg)	300		
マンガン (mg)	3		



食物安全中心
Centre for Food Safety

* 中国栄養学会第6常任委員会第6回会議で承認されたNRVを採用

データ表示の決まり

表2 一部の栄養素の表示単位および四捨五入の決まり

(第10ページ)

	単位	～の単位 に四捨五入	「0」の定義 ² (100g／ mLあたり)
熱量	kcalあるいはkJ	1	≤4 kcal あるいは17 kJ
タンパク質	g	0.1	≤0.5g
炭水化物 (有効あるいは総量)	g	0.1	≤0.5g
総脂質	g	0.1	≤0.5g
飽和脂肪酸	g	0.1	≤0.5g
トランス脂肪酸	g	0.1	≤0.3g
ナトリウム	mg	1	≤5mg
糖	g	0.1	≤0.5g
食物繊維	g	0.1	≤1.0g
コレステロール	mg	1	≤5mg

規制・許容限度

(第12ページ)

表3 栄養表示の熱量および栄養素含有量の表示に対する許容限度

熱量／栄養素	許容限度
熱量、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、コレステロール、ナトリウム、糖	表示値の 120% 以内
タンパク質、多価不飽和脂肪酸、一価不飽和脂肪酸、炭水化物、デンプン、食物纖維、水溶性食物纖維、不溶性食物纖維、纖維の個々の構成要素	表示値の 80% 以上
ビタミン類と無機質（ビタミンA、ビタミンD、添加ビタミンおよび無機質を除く）	表示値の 80% 以上
ビタミンAとビタミンD（添加されたものも含める）	表示値の 80%～180%
添加ビタミンおよび無機質（ビタミンAおよびビタミンDは除く）	表示値以上



食物安全中心
Centre for Food Safety¹⁰

強調表示

概要

- 對象範圍
- 栄養素含有量表示
- 栄養素比較表示
- 栄養素機能表示

栄養素含有量表示

表4: 栄養素含有量表示の同義語

(第14-15ページ)

強調表示の表現	同義語	印	～の供給源	・～を含む ・～を供給する ・～を有する ・～を伴う	・ ✓
低い	<ul style="list-style-type: none"> ・少ない ・～の低供給源 ・～の含有量が少ない ・～の少量を含有する ・薄い 			<ul style="list-style-type: none"> ・～を含む ・～を供給する ・～を有する ・～を伴う 	
非常に低い (ナトリウムのみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・極めて低い ・超低い ・非常に低い ・特に低い ・「勁低」(大変低い) ・「激低」(激しく低い) 		高い	<ul style="list-style-type: none"> ・～を豊富に含む ・～を大量に含む ・～を多く含む ・～が豊か ・～が多い ・～を多く提供する ・～の含有量が多い 	
～を含まない	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ ・～無し ・含まない 	・ ×			

栄養素比較表示の条件

(第16-17ページ)

熱量／栄養素	条件（両方を満たさなければならぬ）		コレステロール	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形の食品: 食品100gあたり、0.02gを下回ってはならない ・ 液状の食品: 食品100mLあたり、0.01gを下回ってはならない
	最低限の相対的な差	最低限の絶対値の差			
熱量	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形の食品: 食品100gあたり 40kcal (170 kJ) を下回ってはならない ・ 液状の食品: 食品100mLあたり 20kcal (80kJ) を下回ってはならない 	ナトリウム	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形／液状の食品: 食品100g／mLあたり、0.12gを下回ってはならない
タンパク質	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形の食品: (a) 食品100gあたり、タンパク質の中国NRVの10%を下回ってはならない、(b) 食品100kcalあたり、タンパク質の中国NRVの5%を下回ってはならない、(c) 食品1MJあたり、タンパク質の中国NRVの12%を下回ってはならない ・ 液状の食品: (a) 食品100mLあたり、タンパク質の中国NRVの5%を下回ってはならない、(b) 食品100kcalあたり、タンパク質の中国NRVの5%を下回ってはならない、(c) 食品1MJあたり、タンパク質の中国NRVの12%を下回ってはならない 	糖	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形／液状の食品: 食品100g／mLあたり、5gを下回ってはならない
総脂質	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形の食品: 食品100gあたり、3 gを下回ってはならない ・ 液状の食品: 食品100mLあたり、1.5 gを下回ってはならない 	食物繊維	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形の食品: 食品100gあたり、3gを下回ってはならない ・ 液状の食品: 食品100mLあたり、1.5gを下回ってはならない
飽和脂肪酸	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形の食品: 食品100gあたり、飽和脂肪酸とトランス脂肪酸を合わせて1.5gを下回ってはならない ・ 液状の食品: 食品100mLあたり、飽和脂肪酸とトランス脂肪酸を合わせて0.75 gを下回ってはならない 	ビタミン類および無機質 (ナトリウムは除く)	中国NRVの10%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形の食品: (a) 食品100gあたり、当該ビタミンまたは無機質の中国NRVの15%を下回ってはならない、(b) 食品100kcalあたり、当該ビタミンまたは無機質の中国NRVの5%を下回ってはならない、(c) 食品1MJあたり、当該ビタミンあるいは無機質の中国NRVの12%を下回ってはならない ・ 液状の食品: (a) 食品100mLあたり、当該ビタミンあるいは無機質の中国NRVの7.5%を下回ってはならない、(b) 食品100kcalあたり、当該ビタミンあるいは無機質の中国NRVの5%を下回ってはならない、(c) 食品1MJあたり、当該ビタミンあるいは無機質の中国NRVの12%を下回ってはならない
トランス脂肪酸	25%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固形／液状: 食品100g／mLあたり、0.3gを下回ってはならない 			

栄養素比較表示

表6:栄養素比較表示の同義語

(第18ページ)

強調表示の表現	同義語	印
～より低い	<ul style="list-style-type: none">・比較的/より低い・比較的/より少ない・比較的/より少ない供給源・比較的/より低い含有量・低く減らした・低く下げた・軽い・削減した	<ul style="list-style-type: none">・ ↓・ —
～より高い	<ul style="list-style-type: none">・比較的/より高い・比較的/より多い・増やした・添加した・増加し添加した・強化した(加強)・強化した(強化)	<ul style="list-style-type: none">・ ↑・ +

栄養素機能表示

- 以下の基準を満たさなければならない：
 - 栄養機能表示は栄養素含有量表示規定或いは『改訂規則』付表7の栄養素摂取目安のいずれかを満たしている
 - 栄養機能表示は科学的実証および研究者の総意に基づいてなされている
 - 栄養機能表示にはその栄養素の生理的役割に関する情報を含んでいなければならない
 - 表示する栄養素の含有量は「供給源」の栄養素含有量の強調表示に関連する条件を満たさなければならない（該当する場合のみ）

間接的栄養分析

間接的栄養分析

- データベース
- 手法
- 注意事項
- 限界

付錄

免除品目

- 付録 I：
栄養表示の適用免除品目（16品目）

栄養表示の様式の参考例

■ 付録Ⅱ :

(第25-37ページ)

Nutrition Information	
Per 100g	
or Per 100ml	
Energy	kcal / kJ
Protein	g
Total fat	g
- Saturated fat	g
- Trans fat	g
Carbohydrates	g
- Sugars	g
Sodium	mg

● 標準的な様式

栄養表示の様式の参考例

＊ 標準的な様式

Nutrition Information 栄養素資料			
Servings Per Package/1包装あたりに含まれる食用分量数値 : (insert number of servings) Serving Size/食用分量 : g. ml or other unit as appropriate/グラム、ミリリットル或いはほかの適当な単位			
Per 100g or Per 100ml 100 グラム或いは100ミリリットルあたり	/ per Serving 1 食分あたり	/ %Chinese NRV Per 100g or Per 100ml/ 100グラムあたり或いは 100ミリリットルあたりの 中国栄養素 参考数値の%	
Energy/ 熱量 キロカロリー或いは キロジュール	kcal or kJ/ キロカロリー或いは キロジュール	kcal or kJ/ キロカロリー或いは キロジュール	%
Protein/タンパク質 g/グラム	g/グラム	g/グラム	%
Total fat/総脂質 - Saturated fat/ 飽和脂肪 - Trans fat/ トランス脂肪酸 g/グラム	g/グラム g/グラム g/グラム	g/グラム g/グラム g/グラム	%
Carbohydrates/炭水化物 -Sugars/ 糖 g/グラム	g/グラム g/グラム	g/グラム g/グラム	%
Sodium/ ナトリウム mg/ミリグラム	mg/ミリグラム	mg/ミリグラム	%
Insert nutrient (s) involved in claim (s) 強調表示される栄養素を記載 グラム、ミリグラム或いは マイクログラム	g, mg or µg グラム、ミリグラム或いは マイクログラム	/ g, mg or µg グラム、ミリグラム或いは マイクログラム	%
Insert other nutrient (s) to be declared その他の栄養素を記載 グラム、ミリグラム或いは マイクログラム	g, mg or µg グラム、ミリグラム或いは マイクログラム	g, mg or µg グラム、ミリグラム或いは マイクログラム	%



食物安全中心
Centre for Food Safety

栄養表示の様式の参考例

＊直線的な様式 (総表面積 < 200cm²)

Nutrition Information Per 100g or Per 100ml

Energy xx kcal / kJ, Protein xx g, Total fat xx g, Saturated fat xx g,

Trans fat xx g, Carbohydrates xx g, Sugars xx g, Sodium xx mg,

Insert nutrient(s) involved in claim(s) xx g, mg or µg, Insert other nutrient(s) to be declared xx g, mg or µg

栄養素含有量表示の条件

付録III :

(第38-41ページ)

栄養素含有量表示の条件

栄養素	以下の言葉を伴う表現	条件 ⁵
熱量	(1)「低い」	(a) 固形で、100gあたりの熱量は40 kcal (170 kJ)を上回らない、あるいは (b) 液状で、100mLあたりの熱量は20 kcal (80 kJ)を上回らない。
	(2)「含まない」	液状で、100 mLあたりの熱量は4 kcal(17 kJ)を上回らない。
脂質	(1)「低い」	(a) 固形で、100gあたりの含有総脂質は3gを上回らない、あるいは (b) 液状で、100mLあたりの含有総脂質は1.5gを上回らない。
	(2)「含まない」	(a) 固形で、含有総脂質量は100gあたり0.5gを上回らない、あるいは (b) 液状で、含有総脂質量は100mLあたり0.5gを上回らない。
飽和脂肪	(1)「低い」	(a) 固形で以下の両方を満たす - (i) 100gあたりに含まれる飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計は1.5gを上回らない、及び (ii) 飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計は、熱量の10%超を占めない。 (b) 液状で、以下の両方を満たす - (i) 100mLあたりに含まれる飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計は0.75gを上回らない、及び (ii) 飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計は、熱量の10%超を占めない。
	(2)「含まない」	(a) 固形で、100gあたりに含まれる飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計は0.1gを上回らない、あるいは (b) 液状で、100mLあたりに含まれる飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計は0.1gを上回らない。

⁵ 栄養素含有量の表記が食品の「1食分あたり」でなされている場合も、強調表記を行う条件は、本表に挙げたとおり、食品100gあるいは100mLあたり、もしくは100kcalあたりのうち該当する単位での、当該栄養素の含有量に基づく。

栄養素含有量表示の条件

栄養素	以下の言葉を伴う表現	条件 ⁵
コレステロール	(1) 「低い」	(a) 固形で以下のすべてを満たす - (i) 100gあたりに含まれるコレステロールの量は0.02gを上回らない (ii) 100gあたりに含まれる飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計量は1.5gを上回らない (iii) 飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計量は熱量の10%超を占めない (b) 液状で、以下のすべてを満たす - (i) 100mLあたりに含まれるコレステロールの量は0.01gを上回らない (ii) 100mLあたりに含まれる飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計量は0.75gを上回らない (iii) 飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計量は熱量の10%超を占めない
	(2) 「含まない」	(a) 固形で以下のすべてを満たす - (i) 100gあたりに含まれるコレステロールの量は0.005gを上回らない (ii) 100gあたりに含まれる飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計量は1.5gを上回らない (iii) 飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計量は熱量の10%超を占めない (b) 液状で、以下のすべてを満たす - (i) 100mLあたりに含まれるコレステロールの量は0.005gを上回らない (ii) 100mLあたりに含まれる飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計量は0.75gを上回らない (iii) 飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計量は熱量の10%超を占めない
トランス脂肪	「含まない」	(a) 固形で、以下のすべてを満たす - (i) 100gあたりに含まれるトランス脂肪酸の量は0.3gを上回らない (ii) 100gあたりに含まれる飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計量は1.5gを上回らない (iii) 飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計量は熱量の10%超を占めない

栄養素含有量表示の条件

栄養素

以下の言葉を伴う
表現

条件⁵

(b) 液状で、以下のすべてを満たす

- (i) 100mLあたりに含まれるトランス脂肪酸の量は0.3gを上回らない
- (ii) 100mLあたりに含まれる飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計量は0.75gを上回らない
- (iii) 飽和脂肪酸とトランス脂肪酸の合計量は熱量の10%超を占めない

糖

(1) 「低い」
(2) 「含まない」

(a) 固形で、100gあたりの含有量は5gを上回らない、あるいは
(b) 液状で、100mLあたりの含有量は5gを上回らない
(a) 固形で、100gあたりの含有量は0.5gを上回らない、あるいは
(b) 液状で、100mLあたりの含有量は0.5gを上回らない

ナトリウム

(1) 「低い」
(2) 「非常に低い」
(3) 「含まない」

含有量は、(固形か液状かを問わず) 食品100gあるいは100mLあたり0.12gを上回らない
含有量は、(固形か液状かを問わず) 食品100gあるいは100mLあたり0.04gを上回らない
含有量は、(固形か液状かを問わず) 食品100gあるいは100mLあたり0.005gを上回らない

タンパク質

(1) 「低い」
(2) 「供給源」
(3) 「高い」

含有量は、(固形か液状かを問わず) 食品の熱量の5%超を占めない
(a) 固形で、100gあたりの含有量はNRVの10%を下回らない、あるいは
(b) 液状で、100mLあたりの含有量はNRVの5%を下回らない、あるいは
(c) (固形か液状かを問わず) 食品100kcalあたりの含有量はNRVの5%を下回らない (1MJあたりの含有量はNRVの12%を下回らない)
(a) 固形で、100gあたりの含有量は、NRVの20%を下回らない、あるいは
(b) 液状で、100mLあたりの含有量は、NRVの10%を下回らない、あるいは
(c) (固形か液状かに関わらず) 食品100kcalあたりの含有量は、NRVの10%を下回らない (1MJあたりの含有量は、NRVの24%を下回らない)

食物纖維

(1) 「供給源」

(a) 固形で、100gあたりの含有量は3gを下回らない、あるいは
(b) 液状で、100mLあたりの含有量は1.5gを下回らない



食物安全中心
Centre for Food Safety²⁶

栄養素含有量表示の条件

栄養素	以下の言葉を伴う表現	条件 ⁵
	(2) 「高い」	(a) 固形で、100gあたりの含有量は6gを下回らない、あるいは (b) 液状で、100mLあたりの含有量は3gを下回らない
ビタミン類と無機質（ナトリウムは除く）	(1) 「供給源」	(a) 固形で、100gあたりに含まれる当該ビタミンあるいは無機質はNRVの15%を下回らない、あるいは (b) 液状で、100mLあたりに含まれる当該ビタミンあるいは無機質はNRVの7.5%を下回らない、あるいは (c) (固体か液状かを問わず) 食品100kcalあたりに含まれる当該ビタミンあるいは無機質はNRVの5%を下回らない (1MJあたりに含まれる当該ビタミンあるいは無機質は、NRVの12%を下回らない)
	(2) 「高い」	(a) 固形で、100gあたりに含まれる当該ビタミンあるいは無機質はNRVの30%を下回らない、あるいは (b) 液状で、100mLあたりに含まれる当該ビタミンあるいは無機質はNRVの15%を下回らない、あるいは (c) (固体か液状かを問わず) 食品100kcalあたりに含まれる当該ビタミンあるいは無機質はNRVの10%を下回らない (1MJあたりに含まれる当該ビタミンあるいは無機質は、NRVの24%を下回らない)

付録

- 付録IV：
FAQ（よくある質問）
- 付録V：
少量販売商品の栄養表示適用免除に関する指導書
 - 関連規定
 - 表示規則

〔 テクニカルガイダンス 〕

- 中国語版および英語版は2008年6月に食品安全中心のウェブサイトに掲載されました：
(中国語版)

http://www.cfs.gov.hk/tc_chi/food_leg/food_leg_nl_guidance.html

(英語版)

http://www.cfs.gov.hk/english/food_leg/food_leg_nl_guidance.html

〔 テクニカルガイダンス 〕

- 関連業界の栄養素表示に協力するため、技術資料、およびFAQを提供します。
- 関連法例の一部ではない場合は、適用法例（『改訂規則』を含むがこれに限ることはない）も合わせてよくお読みください。
- 個別問題は実際の状況に応じて考慮する必要があります。
- その他のFAQおよび資料は、食品安全中心のウェブサイトをご参照ください。

～ありがとうございました～